

甲府市国民保護計画の概要

第1編 総論

第1章 甲府市の責務、計画の位置づけ、構成等（P1～2）

国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための、市の責務を明らかにするとともに、市の国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

第2章 国民保護措置に関する基本方針（P3～4）

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に留意すべき事項を基本方針について定める。

- ・ 基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保 等

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等（P5～6）

国民保護措置の実施にあたり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口の把握、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

第4章 市の地理的、社会的特徴（P7～8）

国民保護措置を適切に実施するため市の地理的、社会的特徴について把握し、考慮しておくべき必要事項について定める。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態（P9～13）

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態を定める。

- ・ 武力攻撃事態
 - ①弾道ミサイル攻撃 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③航空攻撃
 - ④着上陸侵攻
- ・ 緊急対処事態
 - ・ 具体的な事態想定

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等（P15～29）

第1 市における組織・体制の整備（P15～18）

国民保護措置に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務規律等について定める。

第2 関係機関との連携体制の整備（P19～21）

国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

第3 通信の確保（P22～23）

武力攻撃事態等における非常通信体制の整備等について定める。

第4 情報収集及び提供等の体制整備（P23～27）

国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集 安否情報の収集・整理等を行う体制整備について定める。

第5 研修及び訓練（P28～29）

国民保護措置の実施に必要な知識の習得、武力攻撃事態等における対処能力のための研修及び訓練等のあり方について定める。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え（P30～35）

避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項を定める。

- ・ 避難・救援に関する基本的事項、避難施設の指定 等

第3章 生活関連等施設の把握等（P36）

武力攻撃事態等において、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設について、施設管理者に対する安全確保の留意点周知等について定める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備（P37）

市の国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について定める。

第5章 国民保護に関する啓発（P38）

住民に対する国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発のあり方について定める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（P39～42）

市は、政府による事態認定の前段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護を行うための初動体制について定める。

- ・ 事態認定前における市緊急事態連絡本部の設置及び初動措置
- ・ 市国民保護対策本部に移行する場合の調整 等

第2章 市対策本部の設置等（P43～59）

市対策本部を迅速に設置するための手順や組織、機能等について定める。

- ・ 組織構成、部・室・班の業務分掌、本部長の権限等

第3章 関係機関相互の連携（P60～68）

市は、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携を進めるために必要な事項を定める。

- ・ 国・県の対策本部との連携、知事・指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請、他の市町村長等に対する応援の要求、住民への協力要請 等

○避難住民に期待される行動（ゆとり、緊急 P65～68）

第4章 警報及び避難の指示等（P69～82）

第1 警報の通知及び伝達等（P69～71）

警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

- ・ 警報の内容、警報の伝達方法、緊急通報

第2 避難住民の誘導等（P72～82）

避難の指示の通知・伝達及び避難住民の誘導等について定める。

- ・ 避難の指示の通知・伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導、高齢者・障害者等への配慮、避難所の安全確保 等
- ・ 武力攻撃事態等における避難の種類と対応

第5章 救援（P83～85）

避難先地域における避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するための救援に関する措置について定める。

- ・ 実施すべき措置の内容及び期間に係る知事から通知、救援の実施、関係機関との連携、救援の内容、埋葬及び火葬、他市町村からの避難住民への備蓄物資等の供給、物資及び資材の供給の要請 等

第6章 安否情報の収集・提供（P86～90）

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会に対する回答について必要な事項を定める。

- ・ 安否情報の収集、県に対する報告、安否情報の照会に対する回答 等

第7章 武力攻撃災害への対処（P91～100）

第1 生活関連等施設の安全確保等（P91～92）

武力攻撃災害への対処を行うために、重要である生活関連施設等の安全確保に必要な事項について定める。

- ・ 武力攻撃災害への対処の基本的考え方、武力攻撃災害の兆候の通報、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

第2 NBC攻撃による災害への対処等（P93～95）

NBC攻撃による災害への対処のために必要な事項について定める。

- ・ 応急措置の実施、国の方針に基づく措置の実施、関係機関との連携、汚染原因に応じた対応、市長等の権限、要員の安全の確保

第3 応急措置等（P96～100）

武力攻撃災害が発生した場合において緊急の必要があると認めるときに、自らの判断に基づき退避の指示や警戒区域の設定の措置を実施するために必要な事項について定める。

- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防に関する措置、応急公用負担（土地、建物等の一時使用等） 等

第8章 被災情報の収集及び報告（P101）

被災情報の収集及び知事への報告に必要な事項を定める。

- ・ 被災情報の収集、関係機関との連携、被災情報の報告並びに継続的な報告の実施

第9章 保健衛生の確保その他の措置（P103～104）

避難所等の保健衛生の確保及び武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理等を適切かつ迅速に行うために必要な事項を定める。

- ・ 保健衛生の確保（保健衛生対策、防疫対策、食品衛生確保対策 等）
- ・ 廃棄物の処理（廃棄物処理の特例、廃棄物処理対策）

第10章 国民生活の安定に関する措置（P105～106）

物価の安定等国民生活の安定に関する措置を行うために必要な事項を定める。

- ・ 県等が実施する生活関連物資等の価格安定措置への協力、
- ・ 避難住民等の生活安定等（教育、公的徴収金の減免、雇用の確保 等）
- ・ 生活基盤等の確保（水の安定的供給、公共的施設の適切な管理）

第11章 特殊標章等の交付及び管理（P107～108）

特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項を定める。

- ・ 国民保護法で規定される特殊標章等
- ・ 特殊標章等の交付及び管理
- ・ 特殊標章等に関する普及啓発

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（P109）

武力攻撃災害による被害に対し、修繕や補修などの応急の復旧を行うために必要な事項を定める。

- ・ 市が管理する施設・設備、通信機器の点検及び応急復旧 等
- ・ ライフライン施設の応急の復旧、輸送路の確保に関する応急の復旧 等

第2章 武力攻撃災害の復旧（P110）

武力攻撃災害による被害の復旧を行うために必要な事項を定める。

- ・ 国における所要の法制整備
- ・ 市が管理する施設・設備の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等（P111～112）

国民保護措置の実施に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項を定める。

- ・ 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
- ・ 損失補償及び損害補償
- ・ 県に対する損失補てんの請求 等

第5編 緊急対処事態への対処（P113）

化学剤の散布等の緊急対処事態への対処を行うために必要な事項を定める。

- ・ 緊急対処における警報の通知及び伝達（武力攻撃事態に準じた伝達）
- ・ 想定事態における関係機関の対処例（ターミナル駅における化学剤の大量散布）
 - 通報及び初動体制、現場における救助活動、原因物質の特定、除染、自衛隊等への要請